

受注者の債務不履行による 損害賠償等について

- ・ 公共約款第47条の2において、契約が解除された場合には、請負代金額の一定割合の違約金の支払いを特約している。これは損害賠償額の予定であり、損害の有無、損害賠償額の算定が容易でないことから、債務不履行があれば、債務者の過失の有無、実損害の額を問わずに債務者に予定の賠償額を支払わせることとしているものである。

○公共工事標準請負契約約款

(契約が解除された場合等の違約金)

第四十七条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の十分の〇に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
注 〇の部分には、たとえば、一と記入する。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により選任された再生債務者等

3 第一項の場合（前条第六号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第四条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第一項の違約金に充当することができる。

注 第三項は、第四条（A）を使用する場合に使用する。

現行約款での規定

- ・民間工事標準請負契約約款（甲・乙）、建設工事標準下請契約約款は、公共約款と異なり、違約金ではなく損害賠償の規定が置かれている。
- ・下請約款については損害賠償の額は元下間で協議して定めることとされている。

○民間工事標準請負契約約款（甲） （発注者の中止権及び解除権）

第三十四条（略）

2 次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、書面をもって受注者に通知して工事を中止し、又はこの契約を解除することができる。この場合において、第一号から第五号まで及び第七号のいずれかに該当するときは、発注者は、受注者に損害の賠償を請求することができる。

○民間工事標準請負契約約款（乙） （発注者の中止権及び解除権）

第二十四条（略）

2 次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、書面をもって受注者に通知して工事を中止し、又はこの契約を解除することができる。この場合において、第一号から第五号まで及び第七号のいずれかに該当するときは、発注者は、受注者に損害の賠償を請求することができる。

○建設工事標準下請契約約款 （元請負人の解除権）

第三十五条（略）

2～4（略）

5 元請負人は、第一項の規定によりこの契約を解除した場合において、下請負人に対してその解除により生じた損害の賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

論点

- 民法改正により、工事の完成後についても契約解除が可能となるところ、完成後の解除についての損害賠償請求権をどのように規定するか。
- これまでの工事完成前に契約が解除された場合の違約金をどのように扱うか。

(四約款共通)

- 契約不適合があった場合に履行の追完請求や代金減額請求に併せて行われる（又は単独で行われる）損害賠償についても、本条において統一的に規定する。
- 民法改正を踏まえ、損害賠償の請求には受注者の帰責事由が必要であることを明示する。

(公共約款)

- 民法改正により、工事の完成後についても契約解除が可能となるところ、完成前の解除については引き続き一定額の違約金支払い、工事の完成後の解除については、生じた損害の賠償請求権を規定する。

(民間約款・下請約款)

- 工事完成前、工事完成後関係なく、損害の賠償請求ができる旨を規定する。

○公共工事標準請負契約約款

(受注者の債務不履行による損害賠償等)

第四十七条の四 受注者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、発注者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の十分の〇に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第四十七条又は第四十七条の二の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

注 〇の部分には、たとえば、一と記入する。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により選任された再生債務者等

4 第一項の場合（前条第六号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第四条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第一項の違約金に充当することができる。

注 第三項は、第四条（A）を使用する場合に使用する。

○民間工事標準請負契約約款（甲）

（受注者の債務不履行による損害賠償等）

第三十条の二 受注者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、発注者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

○民間工事標準請負契約約款（乙）

（受注者の債務不履行による損害賠償等）

第十九条の三 受注者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、発注者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

○下請工事標準請負契約約款

（下請負人の債務不履行による損害賠償等）

第三十三条の二 下請負人がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、元請負人は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして下請負人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。